

# 《建築物等維持管理業務に伴う許可資格一覧》

業種名	必須	種別	許可・登録・資格の内容	添付書類 チェック
5100 清掃業務 (右のうち一つ以上)	△ (特定建築物のみ)	登録	建築物清掃業登録証明書	
		登録	建築物環境衛生総合管理業登録証明書	
5310 警備業務(人的警備) 5320 警備業務(機械警備)	○	確認	警備業法第2条第1項第1号の業務を現に行っている者	
		許可	同法第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けていること(警備業認定証)	
5400 昇降機設備保守管理業務	○	許可	県外業者にあつては、同法第9条の規定により福島県公安委員会に届出していること(営業所設置等届出書(※県外事業者))	
		資格	昇降機等検査員を1名以上配置できる者	
5500 消防設備保守点検業務 (右のうち一つ以上)	○	資格	消防設備点検資格者を1名以上配置できる者	
		資格	消防設備士を1名以上配置できる者	
5600 自動ドア設備保守管理業務	○	資格	※防火設備点検業務を含む場合は下記資格証(写)を添付ください 一級建築士、二級建築士、防火設備検査員を1名以上配置できる者	
		資格	2級自動ドア施工技能士以上の資格者を1名以上配置できる者	
5700 電気設備保守管理業務	○	資格	第3種電気主任技術者以上の資格者を1名以上配置できる者	
		資格	第2種電気工事士(旧電気工事士)以上の資格者を1名以上配置できる者	
5800 電話設備保守管理業務	○	許可	建設業法第3条第1項に規定する建設業許可(電気通信工事業)	
		資格	AI第1種工事担任者資格者、DD第1種工事担任者資格者、AI・DD総合種工事担任者資格者のうち、いずれかの資格者を1名以上配置できる者	
5900 自家用電気工作物保守管理業務 (右のうち一つ以上)	○	資格	第3種電気主任技術者以上の資格者を1名以上配置できる者	
		資格	第2種電気工事士(旧電気工事士)以上の資格者を1名以上配置できる者	
6100 ボイラー設備保守点検業務	○	資格	ボイラー整備士を1名以上配置できる者(ボイラー技士は不可)	
6200 管類清掃業務	○	資格	2級管工事施工管理技士以上の資格者を1名以上配置できる者	
6300 水槽類清掃・管理業務 (右のうち一つ以上)	△ (特定建築物のみ)	登録	建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書	
		資格	貯水槽清掃作業監督者(講習会修了証書)	
		資格	建築物環境衛生管理技術者	
6400 オイルタンク保守点検・清掃業務	○	登録	地下タンク等定期点検事業者認定証	
		資格	地下タンク等定期点検技術者講習修了証	
6500 汚水処理施設保守管理業務 (右のうち一つ以上)	○	許可	下水道処理施設維持管理業者登録証	
		許可	浄化槽保守点検業者登録証	
		許可	し尿浄化槽清掃業許可証	
		資格	下水道法第22条第2項に規定する政令で定める資格(日本下水道事業団第3種技術検定合格証など)	
6700 音響設備保守管理業務	○	許可	建設業法第3条第1項に規定する建設業許可(電気通信工事業)	
6900 害虫防除業務 (右のうち一つ以上)	△ (特定建築物のみ)	登録	建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書	
		資格	防除作業監督者(講習会修了証書)	
7000 環境測定業務 (右のうち一つ以上)	△ (特定建築物のみ)	登録	建築物空気環境測定業登録証明書	
		登録	建築物環境衛生総合管理業登録証明書	
		資格	空気環境測定実施者(講習会修了証書)	
		資格	建築物環境衛生管理技術者	
		許可	計量証明事業登録証	
		資格	測量士登録証	
7100 水質測定業務 (右のうち一つ以上)	○	登録	建築物飲料水水質検査業登録証明書	
		登録	建築物環境衛生総合管理業登録証明書	
		資格	測量士登録証	
7300 浄化槽保守点検・清掃業務	○	許可	浄化槽保守点検業者登録証	
7400 一般廃棄物収集運搬・処理	○	許可	一般廃棄物収集運搬業許可	
		許可	一般廃棄物処分業許可	
7500 産業廃棄物収集運搬・処理	○	許可	産業廃棄物収集運搬業許可	
		許可	産業廃棄物処分業許可	

※特定建築物とは、次の全ての要件を満たす建築物を指します。

(1)1つの建築物において、次の特定用途の1又は2以上に使用される建築物(特定用途:集会場、図書館、博物館、事務所、学校)。

(2)1つの建築物において特定用途に使用される延べ面積が、3,000㎡以上であること。ただし、小中学校については、8,000㎡以上であること。